

お知らせ

三重県

1. 外形標準課税の適用対象法人の見直し等について

外形標準課税の適用対象法人について、現行基準（事業年度末日において資本金1億円超）を維持した上で、以下の(1)と(2)の基準が追加され、(3)のとおり法人事業税の中間申告義務判定に関する改正が行われました。

(1) 減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、当該事業年度末日の資本金の額が1億円以下になった場合でも、当該事業年度末日において、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象となります。

(2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金の額が1億円以下でも、当該事業年度末日の資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置があります。

(3) 法人事業税の中間申告義務判定について（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。従来は、原則、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日において外形標準課税の対象である場合に中間申告の義務がありました。令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなります。

このため、前事業年度について外形標準課税の対象法人である場合には、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日において外形標準課税の対象外であっても、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附金を支出した場合に、その寄附金額の一部を支出した日を含む事業年度の法人県民税法人税割及び法人事業税から税額を控除することができます。

控除を受ける場合は、寄附金を受けた地方公共団体が当該寄附金の受領について交付する「受領証」の写しを申告書に添付してください。

3. 電気供給業を行う法人の申告について

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光・バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーによる供給事業に係る法人事業税の課税見直しがあり、令和2年4月1日から開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人は「収入割額、付加価値割額、資本割額」により、それ以外の法人は「収入割額、所得割額」により、申告、納付をする課税方式の改正がありました。

4. 通算法人の申告に係る添付書類について

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税（国税）において連結納税制度からグループ通算制度に移行し、現行の企業グループを一つの納税単位とする方式に代えて各法人を納税単位とする方式（個別申告方式）とすることとされました。法人県民税、法人事業税の申告につきましては、グループ通算制度に関する別表を提出する場合、添付書類（法人税別表の写し）が必要になる様式もあります。詳しくは、下記、三重県のホームページにてご確認ください。

5. 「地方税共通納税システム」による納付について

地方税共同機構が運営する「地方税共通納税システム」により、自宅や職場からインターネット等を利用して、全国の都道府県、市区町村へ一括して電子納付を行うことができます。手続き等、ご不明な点がございましたら、地方税ポータルシステム（eLTAX）にお問い合わせください。

電話番号 0570-081459 eLTAXのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

6. 「納付書」による納付について

納付につきましては、送付している納付書のほか、上記の「地方税共通納税システム」をご利用いただくか、三重県のホームページより納付書をダウンロードのうえ使用していただくこともできます（県税事務所から送付された納付書の額と申告額が異なる場合は、当該納付書を使用せず、新たに納付書を作成のうえ、納付してください）。

<問い合わせ先>

法人所在地	県税事務所名	連絡先
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町 四日市市、菰野町、朝日町、川越町 鈴鹿市、亀山市	四日市県税事務所 法人課税課 〒510-8511 四日市市新正4-21-5	TEL:059-352-0578
津市 松阪市、多気町、明和町、大台町 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 名張市、伊賀市 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	津総合県税事務所 法人課税課 〒514-8567 津市桜橋3-446-34	TEL:059-223-5028
外形標準課税に関すること	法人所在地により、上記どちらかの県税事務所	

三重県のホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600003231.htm>

三重県 法人二税

検索

裏面もご覧ください

法人県民税、法人事業税の税率について

三重県

法人県民税均等割 (みえ森と緑の県民税を含む)

法人の区分等		平成26年4月1日以後に開始する事業年度
公共法人、公益法人等		年 22,000円
上記以外の法人	1千万円以下	年 22,000円
	1千万円超1億円以下	年 55,000円
	1億円超10億円以下	年 143,000円
	10億円超50億円以下	年 594,000円
資本金等の額	50億円超	年 880,000円

「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等」に該当するのは、以下の法人です。

- (1) 公共法人 (法人税法別表第一に掲げる法人)
公益法人等 (地方税法第24条第5項に規定する法人)
・同法第25条第1項の規定により均等割を課することができないものを除きます
・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます
- (2) 収益事業を行う人格のない社団等
- (3) 一般社団法人・一般財団法人
- (4) その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社を除きます)

法人県民税法人税割

法人等の区分	H26.10.1～R元.9.30 開始事業年度	R元.10.1～ 開始事業年度
(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (2) 課税標準となる法人税額 (2以上の都道府県に事務所を有する法人については分割前) が年1千万円を超える法人 (3) 保険業法に規定する相互会社 上記のいずれかに該当する法人	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

法人事業税

法人の種類	所得等の区分	R元.10.1～ R2.3.31 開始事業年度	R2.4.1～ R4.3.31 開始事業年度	R4.4.1～ 開始事業年度
		普通法人 (外形標準課税法人(※1)を除く)、 公益法人等、人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得
		年400万円を超え年800万円以下の所得	5.3%	
		年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	7.0%	
特別法人 (法人税法別表第三に掲げる協同組合、信用金庫等及び医療法人)	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	
		年400万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	4.9%	
電気供給業 (小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業) を行う法人 ※太陽光・バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーによる供給事業も該当します	所得割	—	1.85%	
	収入割	1.0%	0.75%	
電気供給業 (送配電事業のみ)、導管ガス供給業、保険業を行う法人	収入割	1.0%		
外形標準課税法人 (地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人) ※1	所得割	年400万円以下の所得	0.4%	
		年400万円を超え年800万円以下の所得	0.7%	
		年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	1.0%	
	付加価値割	1.2%		
	資本割	0.5%		

※1 外形標準課税法人とは、事業年度終了の日の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人です (特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く)。なお、令和7年4月1日以後に開始する事業年度からは、外形標準課税の適用対象法人の見直しがされました (裏面参照)。

※2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人です。

なお、外形標準課税法人は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、軽減税率の適用対象外となりました。

※ 特定ガス供給業の税率は三重県のホームページをご覧ください。<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16334017878.htm>

三重県 法人二税

検索

特別法人事業税・地方法人特別税

対象法人	課税標準	【地方法人特別税】 H28.4.1～R元.9.30 開始事業年度	【特別法人事業税】 R元.10.1～R2.3.31 開始事業年度	【特別法人事業税】 R2.4.1～ 開始事業年度
普通法人 (外形標準課税法人を除く)	所得割額	43.2%	37.0%	
特別法人 (協同組合、信用金庫等及び医療法人)	所得割額	43.2%	34.5%	
電気供給業 (小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業) を行う法人 ※太陽光・バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーによる供給事業も該当します	収入割額	43.2%	30.0%	40.0%
電気供給業 (小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、導管ガス供給業、保険業を行う法人	収入割額	43.2%	30.0%	
普通法人 (外形標準課税法人)	所得割額	414.2%	260.0%	

裏面もご覧ください
R8.7